破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１号
山梨県大月市大月１丁目18番１号
破産者　有限会社ないとう
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
仙台市青葉区一番町２丁目７番27号　フィットエル仙台一番町２Ｆ
破産者　株式会社Ｋ＆Ｒ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
秋田県大仙市四ツ屋字切上３番地の１
破産者　合資会社竹内製作所
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第３号
栃木県那須塩原市上厚崎383番地９
破産者　株式会社ビッグコア
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第４号
栃木県那須塩原市埼玉６番地297　フランボワーズⅡＢ―203、住民票上の住所栃木県大田原市佐良土1096番地２
破産者　江口　謙一
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２７６号
名古屋市天白区笹原町208番地
破産者　イヴォルブコスメティック株式会社
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７８号
静岡県浜松市南区参野町229番地ロベリアⅡ101号
破産者　株式会社プロフ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７６５号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　株式会社高垣青果
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１６号
大阪市北区天神橋１丁目18番27号クレール・ド・ボタン
破産者　株式会社アムサ・カタログ社
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５８号
大阪市中央区瓦屋町１―11―18　２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区法円坂１丁目５番35―1201号
破産者　株式会社インストゥルメンタル
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５４号
大阪市北区東天満１丁目12番11号、従前の本店所在地大阪市淀川区東三国２丁目７番７号
破産者　株式会社スタジオ810
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６６５号
大阪市港区夕凪２丁目10番23号ポートビル坂本201
破産者　株式会社坂本土建
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６８号
大阪市東淀川区大桐４丁目４番67―Ａ1304号
破産者　株式会社ジーティーピー
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３号
堺市西区平岡町45番地の１
破産者　有限会社イズクールジャパン
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
神戸市中央区北長狭通８丁目１番８号ライオンズマンション神戸西元町402号
破産者　株式会社ビユーテイ三愛
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２３号
神戸市北区君影町１丁目１番３―201号
破産者　竹繁通商株式会社
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２０号
兵庫県尼崎市御園町22番地カトレアハイム706号
破産者　有限会社佐藤技建
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８２号
岩手県北上市下江釣子13地割30番地
破産者　有限会社トキノ
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２６８号
東京都青梅市今寺１丁目749番地の11
破産者　有限会社タカザワファクトリー
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６９号
東京都青梅市藤橋１丁目417番地の23、開始決定時の住所東京都青梅市今寺１丁目749番地の11
破産者　高澤　安三
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部